

感染症又は食中毒の患者が発生した場合の事故報告

萩市「介護保険事業者における事故報告に関する取扱要綱」3条（4）

利用者の中から感染症（結核及び疥癬を含む。）又は食中毒の患者が発生し、他の利用者へのサービス提供に影響するおそれがあるもの。なお、感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定するものをいう。

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に

規定する感染症とは

- ・一～五類感染症
- ・新型インフルエンザ等感染症（←新型コロナウイルス感染症を含む）
- ・指定感染症
- ・新感染症

○報告基準

【新型コロナウイルス感染症以外のもの】

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【新型コロナウイルス感染症】

- ・保健所から休業等の指示があった場合
- ・上記以外で休業や新規受け入れ停止等サービス提供に影響が出る場合

※新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症法上において五類感染症の位置づけに変更となります。5月8日以降の報告基準については、上記「新型コロナウイルス感染症以外のもの」と同様の取扱いとする予定ですが、今後の国・県等の通知によって変更する場合があります。

○報告の仕方

記載例のように事故報告書に記載